

日容包リ発第6-212号
令和6年12月

《郵便番号》
《担当者住所》

《特定事業者名》
《担当者部署》
《担当者氏名》 様
《特定事業者コード》

《特定事業者名》
《代表者氏名》 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山純生
(公印省略)

「容器包装リサイクル法」に基づく令和7年度再商品化義務の 履行に伴う当協会（指定法人）への委託申込のご案内等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて当協会（指定法人）では、「容器包装リサイクル法」（以下、「法」という）に基づく、令和7年度の再商品化義務履行に伴う再商品化委託申込の受付を行うことになりましたので、別添のとおり申込書類等をご送付いたします。

貴社（組合）が法に基づく再商品化義務の適用を受ける事業者である場合には、令和7年度の再商品化委託契約申込を行う必要があります。来る令和7年 2月14日（金）までに、当協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) の「オンライン手続き」画面から直接お申込みいただくか、同封の「再商品化委託の申込要領」をご参照のうえ、下記3の商工会議所・商工会に同封の申込用紙1・2（算定用紙）をご提出くださいますようお願い申し上げます。（当協会では、オンラインでのお申込みを推奨しております。オンライン申込には、下記2のユーザーIDとパスワードをご利用ください。）

昨年同様この再商品化委託申込は、令和7年度分の再商品化実施委託料金と拠出委託料金双方の支払いに係る申込みとなります。（令和7年度分の拠出委託単価は、令和8年度のご案内の際にご提示いたします。）

敬 具

記

1. 特定事業者コード 4*****

※ 特定事業者コードは、今後も毎年ご利用いただくものです。大切に保管をお願いいたします。

2. オンラインで申込みを行う際に利用する令和7年度のユーザーIDおよびパスワード

◇ ユーザーID *****

◇ パスワード（半角8桁） *****

※ 不正なアクセスを防止するため、ユーザーID・パスワードの管理につきましてはご注意ください。

3. 申込手続きの照会および申込用紙の提出を行う商工会議所・商工会名

◇ 商工会議所・商工会の名称 ××商工会議所

◇ // 電話番号 ****-**-****

4. 同封書類

○令和7年度「再商品化実施委託単価」・令和6年度「拠出委託単価」並びに申込にあたっての注意事項等について

○令和7年度 再商品化委託の申込要領

○令和7年度 再商品化委託契約申込書（申込用紙1）

○令和7年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

（利用事業者用／容器製造等事業者用）

○令和7年度 申込・契約訂正等申請書

※本申請書は、令和7年度の申込・契約後に内容の変更や修正が生じた場合に使用するものです。

○令和7年度 非申込FAX返信票

※本票は、再商品化委託申込を行わない事業者（法の適用除外事業者や特定容器包装の利用・製造がない事業者、特定容器包装の利用・製造に係る事業の全部を廃止した事業者等）が、手続き時に使用するものです。該当する事業者は、本票に必要な事項をご記入のうえ、当協会オペレーションセンターにFAXまたは郵送していただくか、オンラインにてお手続きください。

○返信用封筒

※ 従来、再商品化委託申込書類に同封しておりました「重要資料集」内の一部資料については、当協会ホームページ(https://www.jcpra.or.jp/specified/used_data/tabid/117)よりご参照いただく形式へと変更させていただきました。詳細につきましては、同封しております「令和7年度「再商品化実施委託単価」・令和6年度「拠出委託単価」並びに申込にあたっての注意事項等について」をご参照ください。

5. 申込期間

令和6年12月9日（月）～令和7年2月14日（金）（当日消印有効）

6. 申込および問合せ先

●オンラインによる申込みについて

<ユーザーID・パスワード、オンライン申込におけるパソコン操作等に関する問合せ先>

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター 電話番号 03-5610-6261

●郵送による申込みについて（申込書送付先）

送付状に記載の商工会議所・商工会

●法律の概要、特定事業者適用の判断、市町村への資金拠出、再商品化委託料金の公表等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

電話番号 03-5251-4870

便利なオンライン申込を是非ご活用ください！

オンライン申込には下記のようなメリットがあります。

- 事業者名や所在地等の基本情報は既に登録されていますので、ご入力の必要はございません。修正される場合のみご入力いただくだけとなります。
- 再商品化委託料金は算定方式を選択し、容器包装の使用量、回収量、事業系費消費を入力するだけで自動計算されますので、お手元での煩わしい計算は必要ありません。
- 1度ご入力いただいたデータは、入力後7日以内であれば何度でも修正・変更が可能です。
- 申込みいただいた内容は、過去の実績も含めていつでもオンラインでご確認いただけます。
- 郵送での提出が不要となるため、郵券代がかかりません。
- 記入済み申込書類の紛失や発送途中における紛失事故を防止できます。
- 紙使用量が削減され、環境負荷低減につながります。

協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) からオンライン手続サイトにアクセスして申込みを行ってください。

<裏面も必ずご確認ください>

7. 容器包装リサイクル法とは

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるガラスびん、PETボトル、紙製およびプラスチック製の容器包装について、容器包装を利用している事業者および容器自体を製造している事業者がリサイクルの義務を負うという法律で、国の指定を受けた当協会「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」にリサイクルを委託することによりその義務を果たすことができます。

<容器包装リサイクル法のポイント>

- 容器・包装を利用して中身を販売する、容器自体を製造する、容器包装が付された商品または容器自体を輸入する事業者が対象
- 対象となる容器包装の種類は「ガラスびん」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」
- 中身と分離した際に不要となる容器包装が対象
- 家庭からゴミとして排出される容器包装が対象

具体的な容器包装の判断については当協会ホームページの「イラストで見る「容器」「包装」」(<https://www.jcpra.or.jp/container/quick/usage/tabid/882/index.php>)をご確認のうえ、ご不明な点は当協会コールセンター(03-5251-4870)へお問い合わせください。

8. 再商品化委託契約申込に当たっての注意事項

- (1) 本申込みに基づく再商品化委託契約は1年度ごとの単年度契約です。義務のある特定事業者は、当該年度の再商品化委託契約約款を確認・同意のうえ、毎年度申込みを行う必要があります。なお、当該年度において、再商品化委託申込を行わない場合は、非申込のお手続きをお願いいたします。
- (2) 申込方法は、インターネットを利用したオンラインによる申込みと、同封の申込用紙1・2の郵送による申込みが選択できます。(当協会ではオンライン申込を推奨しております。)
- (3) オンライン申込は、送付状に記載のユーザーID、初期パスワードを利用して、協会ホームページの「オンライン手続き」ボタンからオンライン手続きサイトにアクセスしていただくか、オンライン手続きサイト(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)に直接アクセスして行ってください。
- (4) 郵送による申込みは、同封の「再商品化委託の申込要領」をご参照のうえ、申込用紙1・2をそれぞれ記入し、同封の返信用封筒を用いて、送付状に記載の商工会議所・商工会宛にご送付ください。なお、送料は事業者負担となりますので、ご了承ください。
- (5) 当協会では、主務省庁の要請に基づき、容器包装リサイクル法の円滑な運用および普及のために委託料金を完納した特定事業者の名称や所在地等を「再商品化義務履行者リスト」として取りまとめ、協会ホームページで公表しております。また「個別特定事業者の再商品化委託料金の協会ホームページへの掲載」は、“掲載同意”のご連絡をいただいた特定事業者を対象に実施しております。掲載不同意事業者で、今後、掲載にご同意いただける場合は、お手元または協会ホームページに掲載の「再商品化委託料金の協会ホームページへの掲載に係る意向について(意向確認書)」を、当協会オペレーションセンター(〒130-8799 本所郵便局私書箱15号)にご送付ください。
- (6) 容器包装リサイクル法では、時効の定めがなく、再商品化の義務がありながら過去の年度に申込みをしていない場合、遡って申込みをする必要がありますので、ご注意ください。
- (7) 過去非申込の届けを提出いただいている場合であっても、今年度も非申込に該当するかどうか当協会では判断できない場合は、一律に申込書類をお送りしておりますので、ご了承ください。